

2015年5月12日

内閣総理大臣	安倍 晋三 殿
厚生労働大臣	塩崎 恭久 殿
総務大臣	高市 早苗 殿
拉致問題担当大臣	山谷えり子 殿
女性活躍担当大臣	有村 治子 殿
衆議院議長	大島 理森 殿
参議院議長	山崎 正昭 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会
委員長 柴田智悦

靖国神社春季例大祭参拝等に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、2015年の靖国神社春季例大祭に、安倍晋三首相、塩崎恭久厚生労働相が真榊を奉納し、高市早苗総務相、山谷えり子拉致問題担当相、有村治子女性活躍担当相、及び超党派の「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に所属する106名もの国会議員が靖国神社を参拝したことに対して強く抗議いたします。

かつて、バビロニア帝国に捕囚とされたイスラエル人たちが、王の像や王自身への礼拝を強要されたとき、それを拒否して迫害されながらも彼らの信仰する神によっていのちを救い出された、と聖書は記録しています（旧約聖書：ダニエル書3章、6章）。私たちもまた、彼らと同じ神のみを信仰しており、たとい儀礼であったとしても、他のいかなるものを拝むよう強制されるならばそれを拒否し、「平和をつくる者」（新約聖書：マタイの福音書5章9節）として、我が国が世界に対して誓った戦争放棄を支持し、あらゆる国々との間にある隔ての壁をなくすために努力しているのです。

まず、首相らの真榊奉納や閣僚らの靖国神社参拝は、信教の自由と国の宗教活動の禁止を定めた日本国憲法第二〇条の政教分離規定に違反しています。戦前・戦中、大日本帝国憲法下における国家と結びついた神道は、国家神道としての特別な地位を用いて日本を戦争に導き、一部の宗教団体に対して厳しい迫害をしました。日本国憲法は、その反省に基づいて国家と宗教との明確な分離を規定し、国及びその機関に対して正しい適用を義務づけたのです。信仰の問題は個人の精神的な生活における価値観の問題であって、国家は本質的に宗教からは無関係でなくてはならないからです。しかしながら、公的立場にある貴殿らの真榊奉納や、多数の国会議員らによる靖国神社参拝は、国家が特定の宗教団体に対して特別な関わりを持つことであり、他の信仰を持つ者や無宗教の者に対する無言の圧力となります。私たちは、国家が再び特定の宗教と結びつき、国家宗教となりかねないような貴殿らの行為を、断じて認めるわけには参りません。

また、靖国神社は戦前・戦中、国家神道の中心的施設として、亡くなった軍人や軍属らを英霊として顕彰する、軍国主義の精神的支柱としての役割を果たして来ました。しかも戦後、一宗教法人となったにもかかわらず戦死者を英霊として顕彰し続けており、さらに、極東国際軍事裁判によって有罪判決を受けたA級戦犯14名を合祀することで日本の戦争責任を否定し、侵略戦争を正当化しています。従って貴殿らの行為は、かつての侵略戦争を「自存自衛の正義の戦い」「アジア解放の聖戦」だった、とする靖国神社の主張を肯定するに等しく、東京裁判とサンフランシスコ講和条約の否定のみならず戦後の国際秩序をも否定していることとなります。さらにそれは、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」（日本国憲法前文）、「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」（同第九条）を宣言している日本国憲法を否定することでもあり、断じて許されることではありません。

さらに、安倍首相はこの度のアジア・アフリカ会議において、我が国自身が過去に行なった「植民地支配と侵略」に対する「痛切な反省」と「おわび」に触れることなく演説しました。村山談話を継承すると言いながらなされたそのような演説は、安倍首相が発表しようとしている「戦後70年談話」にも反映されるのではないかと懸念されます。そして、その演説の日と前後して、真榊奉納や閣僚たちの靖国神社参拝が行なわれたのです。もし、日本が過去に行なった戦争を、「侵略」戦争であり「植民地支配」であったと認めず、「反省」もせず「おわび」の言葉もないならば、その談話は世界から非難を招き、日本を再び世界から孤立させることになりかねません。そのようなことを招来させるならば、それは一国の指導者としてあるまじき行為と言わざるを得ません。

以上の理由から、今回の靖国神社春季例大祭における安倍首相らの真榊奉納、及び閣僚、国会議員らによる参拝は、とても受け入れることができず、強く抗議いたします。